

## 今後の山岳環境保全のあり方について（論点）

凡例 ●：事業レビューでの意見 ○：第1回検討会での意見  
◎：主な論点 ※：主な論点に関する課題等

### 【1】山岳環境保全対策の進め方について

●山岳部の景観維持は、より抜本的な対策を必要とする。

○整備が必要な場合が多いことも大きな問題であるが、一方で過剰整備という面はないのか。山域の状況や登山者の求める体験の質を踏まえてトイレ等の整備水準を個別に判断する必要があり、ROSの考え方を導入するなどして、そのための計画作りを進めることが必要ではないか。

◎事業レビュー及び第1回検討会での意見としては、入山規制、受益者負担、公共性の定義（公共事業、民間支援策等）、補助金制度の内容が挙げられた。

◎環境保全対策については、山域毎の特性を踏まえて、計画性を持って検討することが重要。実際には、し尿対策と登山道などを一体として、公共事業によるトイレや登山道整備、携帯トイレの活用、山小屋の位置づけの明確化等を総合的、計画的に考えることが重要。

◎入山規制や受益者負担については、特に地域との合意形成には時間がかかる。一方、未だに残る「垂れ流し」トイレを放置し続けることは、山岳環境保全上問題があることから、山域毎の総合的な検討は進めながらも、緊急的に対策を講じる必要があるのではないかと。

## 【2】入山規制について

●公園は公共性のあるものであるが、条件不利地域にまで、公共性を重視する（利用可能な状態にする）必要はない。もちろん環境保全は必要。利用者負担、自己負担責任にするため、規制すべき。

●入山規制等の規則面の強化による自然・景観保全対策に重心を移すべき。

○直ちには難しいが、将来的には、利用者のコントロールも検討するべきはないか。全体的な構図を検討して、全部一気にやるのは無理でも、方向性は打ち出すべき。

○利用調整地区などの制度もあるが、例えば長野県の登山者数は、全体としては減少しており、特に入山者数のコントロールの必要はない。

◎一ヶ所に利用が集中するなど、生態系の保全のため、利用者数などの調整が必要な場合があり、そのため「利用調整地区」の制度がある。

◎「利用調整地区」制度では、事前申し込みを含めた立入認定を実施するとともに、各登山口において入山を管理する必要がある。

※ 現在既に制度が導入されている西大台地区も、現在利用調整地区の指定作業を進めている知床五湖でも、入口は1ヶ所であり、入場管理がしやすい状況。広範な山岳地では、入場管理や違反パトロールの実施、広報などの経費増の懸念がある。

◎また、山岳地では、非常に広範な範囲を指定する必要があるが、これにより登山者が激減し、山小屋や観光事業、その他関連産業への影響がありうることから、経済的影響を受ける関係者が多く、地権者や地域の同意を得ることが困難と考えられる。

◎登山者数が抑制されても、それに応じた一定量のし尿は結局投棄され続けるので、し尿対策は必要。また、新たに入口施設などの整備が必要となる。

※知床五湖では、自由利用が可能な高架木道や入口施設の整備などで数億円の公共事業を実施。

◎生態系の保全の観点から利用調整の必要がある地域では、積極的に利用調整地区の導入を検討していく必要があるが、特に地域の合意等の条件を満たすことが必須であり、それぞれの地域の状況に応じて、時間をかけ、柔軟に検討を進めることが必要である。

### 【3】受益者負担について

- 大変、意義のある事業だと思います。ただし、独占的立地にある山小屋は、自ら改修費用を出すインセンティブは小さい（整備せざるも競争相手に負けるとは考えられないから）ので、法律で規制して整備させて、利用料で回収する方が効率的です。もしくは競争相手をつくるか。
- 受益者負担、汚染者負担の原則からして、現状のような補助は説明がつかない。建設費を利用料で回収する方策を考えるべき。山小屋利用料と同様の仕組みを考えるべき。
- 本来、山岳地帯の景観管理に要するコストは入山者の方が負担すべきと考える。山小屋に対して、適切な使用料の徴収により、設備の整備及びメンテナンスを行う方向に改めるべきであろう。

○山岳トイレの整備は山岳地の水質改善などにも資するものであり、その受益者は登山者だけではなく、下流域に住む国民も当てはまる。

◎現在、整備済みのトイレについては、チップ制などにより利用料は徴収しているものの、一般的には維持管理料にも満たない状況である。現行では一般的に、100円程度の支払いをお願いすることが多いようだが、どこまでの引き上げなら登山者の理解を得られ、トイレ使用を促し、野外で用を足さないで済むのか議論が必要。

◎自然公園法の規制は、施設の建て直しの際にトイレをきちんと整備することを求めることはできるが、現況が垂れ流しの施設について、規制により速やかな改善を求めることは困難である。完全に受益者負担のみとすると、トイレ整備が進捗せず、山岳環境が改善しない。

#### 【4】補助事業の必要性について

- 山小屋は、登山家の安全確保のためには必要な施設である。山の生態系の保全のためには必要である。ただし、民間山小屋に1/2の国費を投入することがよいか否かについて、再検討する必要がある。
- 制度改善の余地はあるものの、補助自体は存続すべきと考える
- 公共性の定義を明らかにして、一般国民に理解していただく必要がある。
- 民間の山小屋がトイレを整備して競争力を発揮したくなるような政策がベストであり、この補助制度は一旦廃止して、法規制も踏まえた競争的仕組みの再構築が必要である。

- 公と民間の線引きが曖昧な点が気になる。本来、公が整備する部分を山小屋が担わされているのではないか。
- 登山道の維持は、その大きな部分を山小屋などによるボランティアな部分によって支えられているのが現状。
- 本事業のゴールはどこに置いていたのか。目標を達成しないまま事業を廃止することについては疑問がある。
- 山岳環境の保全は多面的。したがって、多様な施策が必要であり、補助金の制度もあって良いのではないか。
- 山岳遭難において脱水症状に起因するものは多く、安全な登山には水分補給が欠かせないが、登山者はトイレが整備されることで安心して水分を取ることができる。したがって、トイレ整備は安全な登山利用に繋がる。自然公園の目的には利用もあるはずで補助は継続すべき。
- 政府として外国人観光客の増加を推進しているようだが、韓国や台湾からの外国人登山客も増加しており、外国人対策としても山岳トイレの整備は有効であり、補助は継続すべき。

◎山小屋の機能には、有償の営利事業として行われる宿泊の提供、物資の供給（売店・食堂）以外に、宿泊者以外の登山者についても対象とする無償または実費で行われる公共的な機能がある。具体的には、休憩スペースの提供、情報提供・安全指導、給水、公衆トイレの提供、医療（診療所）の提供、救難対策（緊急避難所・救助）への協力、登山道等の維持管理・清掃、自然保護の拠点としての機能などである。

◎山小屋がトイレを通行者に開放することにより、国は公衆トイレの整備を行わずに済んでいる面がある。山小屋が国の支出を節約させている実態がある。

※環境省の直轄トイレについても、山小屋に管理をお願いしているケースがあるが、これにより、実際に管理費を圧縮できているケースがある。

◎既に平成23年度以降に事業を予定している山小屋がある中で、急に補助を廃止することは、せっかくの山岳環境保全対策推進のチャンスを無駄にすることになる恐れがある。

## 【5】補助金の制度の内容について

- 一律補助金に関して、ケースによってはその割合を減じるなどのメリハリのある対応が必要ではないか。
- 利用料決定や管理基準を含めた統一的なルールづけを行い、必要最小限のもののみ国庫負担を、利用料のみで行われるのが望ましい。
- 補助制度の意義は認めるが、公費で補助する以上、対象選定の公平性と透明性が求められる。この点で改善が必要ではないか。
- 国が負担するのは、国立公園のみに。
- 自然公園法のたてつけのもとで、国立公園・国定公園・県立自然公園という管理責任の異なる公園に一律に1/2補助する理由は乏しい。

- 登山道の維持は、その大きな部分を山小屋などによるボランティアな部分にとって支えられているのが現状。
- 各山小屋では、登山道の清掃や修繕など様々な自然保護のための活動を行っているトイレだけではなく、山岳環境保全全体を対象にした補助金にしてほしい。

- ◎特に高い公共性を発揮する施設や、公共事業費や維持管理のための経費の圧縮につながる施設について補助する仕組みとすることが考えられないか。
- ◎対象選定の公平性と透明性確保の観点から、条件不利地の定義を見直し（特殊性を重視）、その程度に応じてメリハリをつけた運用をすることは考えられないか。
- ◎公共性の高く、かつ、環境保全上の必要性から補助する部分と、環境保全上の必要性からのみ補助する部分を別々の補助率とする等、メリハリをつけた運用が考えられないか。
- ◎メンテナンスや施設の更新については受益者負担を導入すべきことを明確化することが考えられないか。
- ◎国立・国定公園は国が関与する自然公園であり、公共事業も行っている地域である。少なくとも、ここでの支援は国が行い、県立自然公園については差を設けることが考えられないか。  
※御岳長野県立自然公園では、補助金を活用することを前提に、すでに地域で検討会を設け、山域ぐるみでトイレ改修を検討している事例がある。